

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

第1条 いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）							
区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金 の 上 限 額	区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金 の 上 限 額		
宿泊室	基本利用料金		[略]	円	附属の設備を使用する場合には、1件ごとに	宿泊室	基本利用料金		[略]	円	
	加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>610</u>			小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	<u>620</u>
		一般	[略]	<u>1,220</u>					一般	[略]	<u>1,240</u>
会議室		9時から12時まで	<u>1,220</u>	1,220円 の範囲内 で知事が 定める額	会議室		9時から12時まで	<u>1,240</u>	1,240円 の範囲内 で知事が 定める額		
		13時から17時まで	<u>1,700</u>				13時から17時まで	<u>1,730</u>			
		9時から17時まで	<u>2,920</u>				9時から17時まで	<u>2,980</u>			
研修室		9時から12時まで	<u>5,000</u>		研修室		9時から12時まで	<u>5,110</u>			
		13時から17時まで	<u>6,710</u>				13時から17時まで	<u>6,860</u>			
		9時から17時まで	<u>11,710</u>				9時から17時まで	<u>11,970</u>			
調理体験室		9時から12時まで	<u>2,190</u>		調理体験室		9時から12時まで	<u>2,240</u>			
		13時から17時まで	<u>2,920</u>				13時から17時まで	<u>2,980</u>			

			9時から17時まで	<u>5,120</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>11,100</u>
			13時から17時まで	<u>14,880</u>
			9時から17時まで	<u>25,990</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>16,720</u>
			13時から17時まで	<u>22,330</u>
			9時から17時まで	<u>39,050</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>33,440</u>
13時から17時まで			<u>44,660</u>	
9時から17時まで			<u>78,100</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,220</u>
		一時使用	[略]	<u>610</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,660</u>
		一時使用	[略]	<u>1,830</u>
[略]				

			9時から17時まで	<u>5,230</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>11,350</u>
			13時から17時まで	<u>15,220</u>
			9時から17時まで	<u>26,580</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>17,100</u>
			13時から17時まで	<u>22,840</u>
			9時から17時まで	<u>39,940</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>34,200</u>
13時から17時まで			<u>45,680</u>	
9時から17時まで			<u>79,890</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,240</u>
		一時使用	[略]	<u>620</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,740</u>
		一時使用	[略]	<u>1,870</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 いわて子どもの森条例の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金 の 上 限 額	区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金 の 上 限 額
宿泊室	基本利用料金	[略]	円 <u>6,240</u>	附属の設 備を使用	宿泊室	基本利用料金	[略]	円 <u>6,360</u>	附属の設 備を使用

	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	620	する場合には、1件ごとに1,240円の範囲内で知事が定める額
		一般	[略]	1,240	
会議室			9時から12時まで	1,240	
			13時から17時まで	1,730	
			9時から17時まで	2,980	
研修室			9時から12時まで	5,110	
			13時から17時まで	6,860	
			9時から17時まで	11,970	
調理体験室			9時から12時まで	2,240	
			13時から17時まで	2,980	
			9時から17時まで	5,230	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	11,350	
			13時から17時まで	15,220	
			9時から17時まで	26,580	
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	17,100	
			13時から17時まで	22,840	
			9時から17時まで	39,940	
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものである場合	9時から12時まで	34,200	
			13時から17時まで	45,680	
			9時から17時まで	79,890	
テントサイト	一般サイト	宿泊	[略]	1,240	
		一時使用	[略]	620	
	世界のテント	宿泊	[略]	3,740	
		一時使用	[略]	1,870	

	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	[略]	630	する場合には、1件ごとに1,260円の範囲内で知事が定める額
		一般	[略]	1,260	
会議室			9時から12時まで	1,260	
			13時から17時まで	1,760	
			9時から17時まで	3,040	
研修室			9時から12時まで	5,200	
			13時から17時まで	6,990	
			9時から17時まで	12,190	
調理体験室			9時から12時まで	2,280	
			13時から17時まで	3,040	
			9時から17時まで	5,330	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	11,560	
			13時から17時まで	15,500	
			9時から17時まで	27,070	
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	17,420	
			13時から17時まで	23,260	
			9時から17時まで	40,680	
	入場料等を徴収する場合	興行として行うものである場合	9時から12時まで	34,830	
			13時から17時まで	46,530	
			9時から17時まで	81,370	
テントサイト	一般サイト	宿泊	[略]	1,260	
		一時使用	[略]	630	
	世界のテント	宿泊	[略]	3,810	
		一時使用	[略]	1,900	

[略]

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。